

# JIS

## 計測用，制御用及び試験室用の電気装置－ 電磁両立性（EMC）要求事項－第1部： 一般要求事項

JIS C 61326-1 : 2022

(JSA)

令和4年8月22日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 電気分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	岩本光正	東京工業大学名誉教授
(委員)	大隅慶明	一般社団法人日本電機工業会
	加藤有利子	一般財団法人電気安全環境研究所
	島村正彦	一般社団法人日本電気計測器工業会
	下川英男	一般社団法人電気設備学会
	菅弘史郎	電気事業連合会
	西原敏之	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	馬場旬平	東京大学
	藤原昇	一般社団法人電気学会
	南裕二	東芝エネルギーシステムズ株式会社
	若月壽子	主婦連合会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 29.10.20 改正：令和 4.8.22

担 当 部 署：経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課

(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 4.8.22

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル)

素 案 作 成 者：一般社団法人日本電気計測器工業会

(〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸薬町 2-15-12 計測会館)

審 議 委 員 会：電気分野産業標準作成委員会 (委員長 岩本 光正)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語, 定義及び略語	4
3.1 用語及び定義	4
3.2 略語	6
4 一般	6
5 EMC 試験計画	7
5.1 一般	7
5.2 試験中の EUT の構成	7
5.3 試験中の EUT の動作条件	8
5.4 機能性能の仕様	8
5.5 試験に関する記載事項	8
6 イミュニティ要求事項	8
6.1 試験中の条件	8
6.2 イミュニティ試験要求事項	9
6.3 偶発性の側面	11
6.4 性能評価基準	11
7 エミッション要求事項	12
7.1 測定中の条件	12
7.2 エミッション限度値	13
8 試験結果及び試験報告書	13
9 使用説明	13
附属書 A (規定) 電池又は測定対象の回路から電源供給を受ける可搬形の試験及び計測用の電気装置に対するイミュニティ試験要求事項	14
附属書 B (参考) 電磁両立性のリスク分析及びリスクアセスメントの指針	15
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	18
解 説	19

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、JIS C 61326-1:2017 は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 61326 規格群 [計測用、制御用及び試験室用の電気装置－電磁両立性（EMC）要求事項] は、次に示す部で構成する。

**JIS C 61326-1** 第 1 部：一般要求事項

**JIS C 61326-2-1** 第 2-1 部：個別要求事項－EMC 防護が施されていない感受性の高い試験用及び測定用の装置の試験配置、動作条件及び性能評価基準

**JIS C 61326-2-2** 第 2-2 部：個別要求事項－低電圧配電システムで使用する可搬形の試験用、測定用及び監視用の装置の試験配置、動作条件及び性能評価基準

**JIS C 61326-2-3** 第 2-3 部：個別要求事項－一体形又は分離形信号変換機能をもつトランスデューサの試験配置、動作条件及び性能評価基準

**JIS C 61326-2-6** 第 2-6 部：個別要求事項－体外診断用医療機器

**JIS C 61326-3-1** 第 3-1 部：安全関連システム及び安全関連機能（機能安全）の遂行を意図した装置に対するイミュニティ要求事項－一般工業用途

# 計測用、制御用及び試験室用の電気装置— 電磁両立性（EMC）要求事項— 第 1 部：一般要求事項

## Electrical equipment for measurement, control and laboratory use— EMC requirements—Part 1: General requirements

### 序文

この規格は、2020 年に第 3 版として発行された IEC 61326-1 を基に、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書 JA に示す。

### 1 適用範囲

この規格は、交流 1000 V 未満若しくは直流 1500 V 未満の、電源若しくは電池で動作する電気装置、又は測定対象の回路からの電源で動作する電気装置の電磁両立性（EMC）に関するイミュニティ及びエミッションの要求事項について規定する。この規格は、工業用計測分野、工業プロセス分野、工業製造分野及び教育分野での使用を意図した電気装置に適用する。これらの電気装置には、工業地域又は非工業地域での使用を意図した、次の装置及び計算機器を含む。

- 計測及び試験用の装置
- 制御用の装置
- 試験室用の装置
- これらの装置と一緒に使用することを意図した付帯装置（例えば、サンプルを取り扱う装置）

情報技術装置（ITE）の適用範囲内にあつて、適用可能な ITE の EMC 規格に適合する計算機器、そのアセンブリ及び類似の装置は、これらが意図した電磁環境に適用可能な場合、追加試験をしないでこの規格の適用範囲にあるシステム内で使用することが可能である。

一般に、この規格（製品群規格）は、EMC 共通規格に優先する。

注記 1 国際電気標準会議（IEC）では、EMC に関連する規格を製品規格、製品群規格、共通規格及び基本規格の 4 分類と規定している（IEC Guide 107:2014 参照）。

この規格は、次の電気装置に適用する。

- a) **計測及び試験用の電気装置** 計測及び試験用の電気装置は、電気的手段によって、一つ以上の電氣量又は非電氣量を計測、表示又は記録する装置であり、また、信号発生器、計測用標準器、電源及びト